

買い物支援事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、買い物が困難な高齢者の支援を目的として、買い物支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

(運営主体)

第2条 この事業は、別表に掲げる団体等（以下「運営団体」という。）が主体となり運営するものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用者は、運営団体が指定する別表に掲げる対象地区に居住し、高齢者で買い物に不便を感じ、自力で買い物ができる者。

2 前項に定めるもののほか、運営団体の代表者（以下「団体代表者」という。）が特に必要と認められた者。

(事業の内容)

第4条 この事業は、回数及び曜日を定め、運営団体が指定する集合場所と最寄りのスーパーマーケットの間を送迎し、利用者が自由に買い物出来るよう支援する。

2 運営団体は、利用者に同行し、移動中の安全確保や買い物の補助、荷物の運搬などを行う。

(運行日時)

第5条 運行日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。ただし、次に掲げる場合は、運行できないものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 貸出車両の整備期間

(4) その他事業の実施が困難であると本巢市社会福祉協議会会長が判断した場合

(利用登録等)

第5条 事業の利用を希望する者は、買い物支援事業利用登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を運営団体に提出するものとする。

2 事業利用に関し、双方から意思表示がない場合は、登録を1年間更新したものとみなす。ただし、申請内容に変更が生じた場合は、再度申請書を提出するものとする。

(運営協力金)

第6条 この事業を利用する者は、買い物支援運営協力金として、1回につき100円を利用の都度、運営団体に納めるものとする。

(車輛等)

第7条 事業を実施するために必要な車輛及び経費の負担は本会が行う。

(事故対応)

第8条 事業実施中に事故が発生した場合は、運転手及び同乗者は速やかに本会に連絡し指示を受けなければならない。

2 事故に関する補償は、本会が加入する保険の範囲内とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、運営団体及び本会が協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 4 条関係）

運営団体名	対象地区
高砂町買物支援福寿会	高砂町自治会 地内
神明自治会	神明自治会 地内
宝珠ハイツ買い物支援会あすなろ	宝珠ハイツ 地内